

3・4号機 窒素補給用配管外面の腐食について

平成 19 年 3 月 8 日

号機	3号機（定格熱出力一定運転中） ：沸騰水型、定格電気出力110万キロワット 4号機（定格熱出力一定運転中） ：沸騰水型、定格電気出力113.7万キロワット
状況	<p>当社は、現在、昨年11月の原子力安全・保安院の指示「発電設備に係る点検について」に基づき、発電設備について、データ改ざん、必要な手続きの不備、その他同様な問題がないかを評価・検討するための調査を進めています。</p> <p>本調査の中で、昨年実施した浜岡3・4号機の窒素補給用配管（※1）の一部取替工事において、必要な手続きが行われていなかったことを確認しました。 （平成19年2月28日お知らせ済み）</p> <p>上記事象に係る一環として、2月28日より窒素補給用配管の点検を実施した結果、屋外に施設されている配管で、外面の一部に局部的な腐食があることを確認しました。</p> <p>このため、3月7日、当該腐食箇所の肉厚測定を実施したところ、肉厚が減少し、2箇所については、技術基準（※2）上の必要肉厚3.0mm以上（※3）に対し、現在の肉厚が下回っていること（それぞれ1.0mm、2.2mm）を確認しました。</p> <p>なお、当該配管を使用できない場合でも、窒素補給系とは別の計装用圧縮空気系等が作動用ガスの補給をバックアップする設計となっており、プラント運転に影響を及ぼすものではありません。</p> <p>また、現在、当該配管は、窒素補給用配管の一部取替工事における手続きの不備による対応で、隔離を行い使用していません。</p>
原因	配管の肉厚が減少した原因は、屋外環境下での外面からの腐食によるものです。
今後の予定	準備が整い次第、当該配管を取り替えます。
放射能の影響	本事象による外部への放射能の影響はありません。
お知らせ基準	「表2-9」に該当します。

※1 窒素補給用配管は、原子炉格納容器内（運転中は窒素ガスで置換）に設置されている主蒸気隔離弁や主蒸気逃がし安全弁の作動用窒素ガスを補給する配管です。

※2 技術基準とは、原子力発電設備が、その設計段階、建設段階および供用期間中においても維持しなければならない技術的な基準です。また、電気事業法に基づき実施される検査や工事計画の審査等において、その施設の設置段階で要求される基準です。

※3 配管内の窒素ガスの使用圧力を考慮した必要肉厚は0.8mm以上であり、現状の肉厚はこれを上回っているため、強度上問題となるものではありません。なお、必要肉厚を3.0mmとしているのは、配管の腐食代を考慮した値です。

以上

浜岡3・4号機 窒素補給系統概要図

